六十一条第一項の農林水産省令で定める金額を一万円とする旨の特約をすることができる。ただし、共済価額の二十分の一に相当する金額が一万円に満たないときは、この限りでない。

3　組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たっては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。

（農業収入の減少について補填を行う事業）

第百七十八条　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　（略）

二　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条第十三号に掲げる事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

三・四　（略）

（保険料の支払期限）

第百八十一条　法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始の日の前日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2　保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあっては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあっては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

（新設）

（農業収入の減少について補填を行う事業）

第百七十八条　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　（略）

二　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条第十三号に掲げる事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

三・四　（略）

（保険料の支払期限）

第百八十一条　法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始の日の前日とする。

2　保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあっては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあっては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年九月二日から施行する。ただし、第百十一条、第百十二条、第百七十八条及び第百八十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（園芸施設共済に関する経過措置）

2　この省令による改正後の農業保険法施行規則第百五十三条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条及び第百五十九条の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。